

エンディングノート

いきなり全部埋めようとする大変です。まずは、できる範囲で書いてみましょう。

①自分のだいたいの家計図を書いて法定相続人を確認してみましょう

- ・配偶者がいる場合、配偶者は必ず相続人となります。
- ・子供(養子含む)がいる場合は、配偶者と子供のみが相続人となります。
- ・子供がいない(既に亡くなっている場合含む)場合は、配偶者と親が相続人となります。
- ・子供がいない(既に亡くなっている場合含む)場合で、かつ、親もいない(既に亡くなっている場合含む)は配偶者と兄弟姉妹が相続人となります。

②法定相続分を確認してみましょう

- ・配偶者と子供が相続人の場合 → 配偶者 $1/2$ ・子供 $1/2$
(子供が複数の場合、子供の相続分を子供の人数で割ります)
- ・配偶者と親が相続人の場合 → 配偶者 $2/3$ ・親 $1/3$
(親が二人とも健在の場合、父 $1/6$ 、母 $1/6$ となります)
- ・配偶者と兄弟姉妹が相続人の場合 → 配偶者 $3/4$ ・兄弟姉妹 $1/4$
(兄弟姉妹が複数の場合、兄弟姉妹の相続分を兄弟姉妹の人数で割ります)

③だいたいの遺留分を計算してみましょう

遺留分とは、遺産のうち、法定相続人が最低限主張できる一定割合のことを言います。
遺留分を無視した遺言を作成すると、トラブルのもとになりますので、回避しておきましょう。

原則として、配偶者と子、親には「②で算出した法定相続分 $\times 1/2$ 」について遺留分が認められます(ただし例外あり)。

④自己名義の不動産(土地・建物)をリストアップしてみましょう

登記済証、登記識別情報通知書、登記事項証明書などを確認し、自己名義の不動産をリストアップしてみましょう。居住用だけでなく賃貸中の不動産も記載しておきましょう。

土地

	所在	地番	地目	地積	担保の有無	使用状況
1						
2						
3						
4						

建物

	所在	地番	地目	地積	担保の有無	使用状況
1						
2						
3						
4						

⑤株式・投資信託・債券をリストアップしてみましょう

	証券会社名	支店名	種類・銘柄	数量	金額
1					
2					
3					
4					
5					

⑥保険をリストアップしてみましょう

	保険会社名	代理店	保険の種類	証券番号	保険金額	受取人
1						
2						
3						
4						
5						

⑦自動車、会員権、貴金属など、上記以外の財産をリストアップしてみましょう

	財産の種類・内容・所在等
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	

⑧負債(返済中の借金など)をリストアップしてみましょう

	負債の種類	債権者の 名前と住所	借入日	返済条件	残高	担保や保 証人の有 無
1						
2						
3						
4						
5						

⑨相続税がかかるか・かからないかを意識してみましょう

相続税は、正味の遺産額が遺産に係る基礎控除額を超える場合に課税されます。

遺産に係る基礎控除額は、次のように計算します

$$5000\text{万円} + 1000\text{万円} \times \text{法定相続人の数} = \text{基礎控除額}$$

しかし平成27年度以降は、法改正により、次のように計算します

$$3000\text{万円} + 600\text{万円} \times \text{法定相続人の数} = \text{基礎控除額}$$

正味の遺産額が上記の基礎控除額を超えるようであれば、相続税のことも考える必要があります。

しかし、配偶者には、配偶者の税額軽減という相続税の特典があり、配偶者の法定相続分と1億6000万円のうち、いずれか大きい方の金額までについては、税額が軽減されます。よって、配偶者が取得した財産が1億6000万円か法定相続分以下である場合は、配偶者には相続税がかかりません。

ただし、遺産分割協議が整っていることが要件ですから、注意が必要です。

このほか、未成年者控除、障害者控除などがあります。

くわしく計算する必要はありません。相続税がかかりそうか、そうでないかを意識することが大切です。

エンディングノートについてのお問い合わせ先

桑室司法書士事務所

〒602-0855 京都市上京区河原町通荒神口下る

上生洲町226番地10

電話 075-223-2241

FAX 075-223-2259

